

宮津市教育バス旅行 支援事業補助金交付要綱

GO TO MIYAZU タスクフォース

宮津市教育バス旅行 支援事業補助金交付要綱について、次のように定める

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ観光産業の早期回復と、持続可能な観光地域づくりを進めるため、宮津市内の施設を利用する、学校が行う教育旅行について補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 宮津市での観光旅行を企画する旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく登録旅行者
- (2) 宮津市での観光旅行を実施する学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校)

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定により公示された期間において、同項の規定により公示された区域を発着地及び目的地とする旅行は除くものとする。

- (1) 借り上げたバスにより、市内の施設(宿泊、食事、体験等)を1箇所以上利用する教育旅行であること。
- (2) 令和3年9月1日から令和4年2月28日までに行う旅行であること。ただし、この期間内であっても予算が無くなり次第終了するものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策を講じたバス会社を利用した旅行であること。
- (4) 1回当たり15人以上(運転員及び添乗員を除く。)が参加する旅行であること。

(5) 他の公的助成を受けていない旅行であること。または、年度内に当該助成の交付を受けていないこと。

(6) 代表者がアンケート調査に回答することについて同意していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宮津市教育バス旅行支援事業補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に、事業計画書、行程表、バス代金見積書を添えて、旅行予定日の2週間前までに GO TO MIYAZU タスクフォース リーダー(以下「リーダー」という)に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 リーダーは、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は宮津市教育バス旅行支援事業補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 リーダーは、交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業内容の変更等)

第7条 前条第1項に規定する交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宮津市教育バス旅行支援事業補助金変更申請書に必要な書類を添えてリーダーに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で事務局が認めるものについては、この限りでない。

2 リーダーは、前項に規定する申請があったときは、その変更内容等を審査し、適当であると認めるときは、宮津市教育バス旅行支援事業補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者に通ずるものとする。

(補助対象事業の中止)

第 8 条 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、宮津市教育バス旅行支援事業中止承認申請書をリーダーに提出するものとする。

2 リーダーは、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請事項を承認すべきと認めたときは、宮津市教育バス旅行支援事業中止承認通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 30 日以内又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに、宮津市教育バス旅行支援事業補助金実績報告書(以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添えてリーダーに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 リーダーは、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付すべき補助金の額を決定し、宮津市教育バス旅行支援事業補助金確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 リーダーは、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、宮津市教育バス旅行支援事業補助金請求書をリーダーに提出するものとする。

(交付決定の取消)

第 12 条 リーダーは、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助事業等に関して詐欺その他不正行為を行ったとき。

2 リーダーは、前項の規定により取消しの決定を行ったときは、宮津市教育バス旅行支援事業補助金交付決定取消通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 リーダーは、前条第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合及び第 8 条の規定により事業の中止を承認した場合において、当該取消し又は中止に係る補助金が既に交付されているときは、速やかに補助事業者に対し、宮津市教育バス旅行支援事業補助金返還命令書によりその返還を命じるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第 14 条 リーダーは、必要に応じて補助事業者へ書類等の提示を求めることができるものとし、補助事業者は、それを拒むことはできないものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定める各種様式のほか必要な事項は、リーダーが別に定める。

2 第 5 条から第 14 条に掲げる補助金申請事務及びその他事業推進に係る事務については、天橋立観光協会が行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

別表

区分	補助金額
日帰り旅行	25,000 円
市内宿泊旅行	50,000 円